

令和6年度 事業計画

定款4条には、弊財団の目的（科学技術の研究に関する研究助成事業を行うとともに、科学技術の振興に寄与する）を遂行するため、三つの事業（① 研究助成事業と成果公表、② 研究者、技術者等の交流と新技術の研究を推進する、③ 弊財団の目的を達成するために必要なその他の事業）が定められている。令和6年度の事業計画は、次の通りである。

1. 研究助成事業と成果公表（定款第4条第1項第1号）

1-1. 研究助成事業

① 科学技術試験研究助成

- 助成対象者： 静岡県内大学等における科学技術に関する試験研究を行う研究者、あるいはこれらの研究グループ
- 募集先： 科学技術研究を行なう静岡県内大学等（具体的には、静岡大学、浜松医科大学、静岡県立大学、静岡理工科大学など）
- 助成金： 3件程度（ミニシンポジウム開催に伴う研究助成を含む）1件50万円程度

② 村田基金研究助成

- 助成対象者： 静岡大学浜松キャンパスにおける科学技術に関する研究を行う研究者。ただし、静岡大学浜松キャンパスにおける研究者と共同して研究を行っている者も対象者とする。
- 助成金： 3件程度（ミニシンポジウム開催に伴う研究助成を含む）1件50万円程度

1-2. 研究成果の公表

当財団の活動、特に研究助成金対象者の研究成果を提供するため情報誌「財団ニュース」を発行する。

- 発行： 「財団ニュース」と名乗った情報誌（第26号）を年1回発行する。
- 情報誌の内容： 1) 助成金受給者の研究成果、2) 財団活動内容、3) その他
- 情報誌の仕様： B5判、12ページ、11,000部印刷する
- 情報誌の配布先： 県内大学等、官公庁、図書館、報道機関、県内高等学校、浜松工業会会員

2. 研究者、技術者等の交流と新技術の研究を推進する（定款第4条第1項第2号）

大学等と研究機関、地域社会及び産業界との知的及び科学技術的交流の促進事業として、科学技術、研究成果等の提供並びに参加者が相互に意見交換、懇談等を行うため「科学技術交流会」と名乗った会を県内の四ヶ所で開催する。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1) 浜松地区科学技術交流会 | 5月18日（土）開催予定 |
| 2) 静岡地域科学技術交流会 | 開催予定日 未定 |
| 3) 沼津地区科学技術交流会 | 7月27日（土）開催予定 |
| 4) 富士地区科学技術交流会 | 開催予定日 未定 |

3. 弊財団の目的を達成するために必要なその他の事業（具体的には、研究寄附金助成、共同研究事業）（定款第4条第1項第3号）

- 教育研究を奨励するため、企業等からの金銭の寄付を受け付けている。この寄付金を「研究寄附金」といい、企業は地域を限定しない。
- 産学官の連携による技術開発、研究開発をした成果を新技術・新製品に結びつけるため、財団が研究開発テーマを提示して、賛同する企業等や研究者を募集する。その結果、賛同する企業、研究者が現れ、研究をはじめめる。この形式を「共同研究事業」という。企業は地域を限定しない。
- 研究助成事業で得られた研究成果を実用化に向けた段階に進めるため、弊財団の研究助成を受けて遂行された研究成果を電子情報化し、ホームページで公開し、企業等との共同研究事業がはじまるように情宣活動を行う。
- 地元企業が所属する団体、例えば、商工会議所工業部会等に研究成果等の情報を積極的に提供し、共同研究の働きかけを行う。

II 収益事業（定款第4条に掲げられていない事業）

1. 受託研究事業

企業が研究開発テーマを提示し、産学官の連携により共同で研究をすすめ、提示された技術開発テーマの解決にあたる。この形式を「委託研究」という。企業は地域を限定しない。

2. 団体等の業務受託事業

浜松工業会（静岡大学工学部・情報学部同窓会）から、会員管理業務、総会・理事会等の会議業務などの事務管理業務を受託する。